

農林水産大臣
鹿野 道彦 様

**東日本大震災に係る
農林水産業に関する緊急要望**

平成23年4月9日

福島県知事 佐藤 雄平

東日本大震災に係る農林水産業に関する緊急要望

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、複合的かつ広域的な未曾有の大災害であり、本県農林水産業は深刻な打撃を受けております。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、農産物等の出荷制限や加工品にまで及ぶ風評被害、放射性物質による土壤や海洋の汚染などにより、農林漁業者的心労は極限に達しております。

このため、本県の農林水産業が今後とも安定的に継続できるよう、下記について強く要望いたします。

記

- 1 国として、福島第一原子力発電所の事故に起因する農林水産業の損害については、風評を含むあらゆる分野について十分な補償を行うこと。
また、これらの補償基準を早期に提示し、速やかな支払いを行うこと。
- 2 原子力災害対策特別措置法に基づく農林水産物等の出荷制限等の指示については、農林漁業者の混乱や風評被害等を招かないよう、モニタリング検査結果の公表と同時に行うこと。
- 3 安全性が確認された農林水産物については、国民への迅速かつ積極的な広報に努め、風評被害の防止を図ること。
- 4 農林水産物及びその加工品、土壤、海水の検査分析体制を早急かつ大幅に強化すること。
- 5 モニタリング結果に基づき、野菜、果樹、畜産などの営農や営漁に係る方針を適切に示すとともに、出荷制限された農作物等や放置された家畜に関する対応を速やかに提示すること。
- 6 今回の災害の特殊性に鑑み、災害復旧に要する経費については全額国庫負担とすること。
- 7 早期の復旧に向けた技術者の派遣等、人的支援を強化すること。
- 8 海岸保全施設の復旧方針について、国が主体となって早期に決定すること。